

# 美咲町子ども読書活動推進計画



令和3年3月

美咲町教育委員会

はじめに

このたび、本町では初めて子ども読書活動推進計画を策定いたしました。国では平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が公表されています。

その後、時代とともに改訂が加えられ、国では平成30年に第四次まで策定されています。

こうした時に、美咲町においても子どもたちの読書活動が一層推進されるよう、これまでの取組や課題を踏まえ、今後5年間の総合的な施策の方向性を示す「美咲町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今、世の中はICT時代、AI時代であります。いつでも、どこでも、だれでも、情報機器を利用すれば、あらゆる情報が入手できます。従来の書籍もインターネットやスマートフォン、また電子書籍等を活用すれば容易に活字に触れることができる時代になりました。

読書は、子どもから大人まで豊かな感性や情操、考える力を育み、幅広い知識等を得るうえで欠くことのできないものです。読書活動の取組により知識を身に付け、感性を豊かにすることで、コミュニケーションを円滑にしたり、人間関係の基礎を形成したりして生涯にわたって生きて働く力となります。

一方、子どもたちにとっては発達段階に応じた読書活動を取り入れることが大切ではないかと考えています。

まず、幼児期では保育園や家庭において絵本や紙芝居などの読み聞かせを通して絵本や文字の興味関心を持ち、保育士や親子や家族との触れ合いを深めます。

さらに、小学校段階では、朝の読書活動を通して、読書習慣を身につけたり読解力を養い、また読書集会等では自分が読んだ本をお互いに感想を発表することにより、自分の意見をまとめたり他人の意見も聞くことで相互理解が深まります。

美咲町教育委員会は、今般の本町の推進計画が読書環境の充実・整備に資するよう取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご助言をいただきました美咲町図書館協議会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

美咲町教育委員会  
教育長 黒瀬 堅志

# 目 次

はじめに

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 乳幼児期
  - (2) 小学生期
  - (3) 中・高生期
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 子どもの読書活動の現状と課題

- 1 乳幼児期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 町立図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 乳幼児期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 町立図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 《参考資料》

- 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）



---

## 第1章 計画の基本的な考え方

---

### 1 背景

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月策定）と、県の「第4次岡山県子ども読書活動推進計画」（平成31年3月）を踏まえて策定するものであり、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進のための条件整備とその充実に取り組むに当たっての町の方針等を定めたものです。

「美咲町生涯学習推進計画」（令和3年3月）の基本理念である「生涯にわたって楽しく学び、郷土を愛し、生きる力を育む～みさきの持続可能な拓かれた未来へ～」を目指し、本町の子どもたち（18歳まで）が、読書活動を主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。

### 2 計画の目的

読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身につけるために欠かせないものです。しかし、その一方で1冊も本を読まない「不読率」の割合は学年が進むにつれて高まる傾向が全国的に続いており、本町も例外ではありません。読書環境の充実や積極的な啓発により、読書の習慣化につながるような取組を目指します。

### 3 計画の目標

子どもたちの自主的な読書活動の促進及び読書習慣の形成を目指し、いつでもどこでも自由で楽しい読書ができるよう、家庭、地域、保育園、学校、図書館それぞれの役割を明確にするとともに、これらが連携・協力して、積極的に読書活動の推進と読書環境の整備に努め、各年代に応じた目標を次のとおりとします。

(1) 乳幼児期(6歳頃まで)

絵本や物語等に親しみ、家族や大人、友達と心を通わせること、また、イメージや言葉を豊かにすることができるよう、読み聞かせ等(パネルシアター、手遊び、本の紹介、民話の語り等を含む)を行うボランティア団体との協力や、絵本に興味を持つ環境整備を行うことを目標とします。

(2) 小学生期(6歳から12歳まで)

児童が目的に応じて、自ら本を選ぶことができるよう、町立図書館司書による選書の助言や、授業内容に対応した資料提供を行うなど、日常的に読書に親しむことができるよう環境整備を行うことを目標とします。

(3) 中・高校生期(12歳から18歳まで)

生徒が読書を通じてものの見方や考え方を広げ、広い範囲から情報を収集し活用することで生活に役立てたり、自己の向上や課題解決をしたりできるよう環境整備を行うことを目標とします。

#### 4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とします。

---

## 第2章 子どもの読書活動の現状と課題

---

### 1 乳幼児期(6歳頃まで)

#### (1) ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを過ごし、健やかな成長のきっかけとなることを目的に「ブックスタート事業」を行っています。

本町では、生後6か月の乳児検診時に「ブックスタート」として絵本2冊、3歳6か月の幼児検診時に「ブックスタートセカンド」として絵本を1冊、それぞれの月齢にあった絵本を、読み聞かせの重要性、絵本を選ぶポイント等を説明しながら保護者に手渡しています。検診に来られない家庭には郵送を行っていますが、取組への理解をさらに深め、家庭での継続した読書活動が行われるようにします。

#### (2) 読み聞かせ

現在、町内には3つの読み聞かせグループが活動しており、保育園、母子クラブ、小学校、町立図書館など、さまざまな場所で読み聞かせを行っています。

特に、町立図書館では、読み聞かせの他に、手遊びやエプロンシアター、ブラックシアターなど、親子で楽しめるよう内容が工夫されています。新規参加者の増加に向けて取組を充実させています。

#### (3) 保育園

保育士による読み聞かせ以外にも読み聞かせグループや町立図書館の司書による読み聞かせを行ったり、読み聞かせの形式もクラス単位だけでなく1対1や少人数で行ったりするなど工夫をしながら、園児が絵本に触れる機会をつくっています。

また、園だよりやクラス便りなどでも子どもたちの興味のある絵本や、家庭でも読んでほしい絵本を紹介したり、絵本の良さや親子での読み聞かせの大切さを伝えたりするようにしています。年長クラスになってくると、クラスでの読み聞かせの絵本をその日の当番の園児に選んでもらい、読み聞かせがより身近なものになるような工夫をしています。

## 2 学校等(6歳から18歳まで)

### (1) 朝の読書活動

ほとんどの学校で、週1～5日、10～15分間取り組んでいます。「あさどく」と呼ばれ、児童生徒が一斉に読書活動を行い、読書活動の推進を図っています。この活動により、読解力が養われ、落ち着いた状態で授業を始められる効果があります。

### (2) 読書集会

子ども読書の日、読書週間に合わせて開催しています。貸出冊数の多い児童の表彰や、新刊・おすすめの本の紹介をするなど、読書意欲の向上に結び付く取組を行っています。

### (3) 読み聞かせ

小学校では全校が取り組んでおり、担任だけでなく、学校支援ボランティアや町立図書館の司書による読み聞かせ、委員会活動として図書委員による読み聞かせも行っています。

旭中学校の生徒が、旭小学校を訪問し、各学年の児童に読み聞かせを行うという、学校の垣根を越えた取組も行っています。

### (4) 全国学力・学習状況調査からみた小6・中3の読書の状況

平成31年度(令和元年度)の全国学力・学習状況調査のうち、読書に関する質問事項の回答結果は次のとおりです。

質問項目	学年	国	県	美咲町
問19 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) 【30分以上】	小6	39.8%	40.3%	28.4%
	中3	27.0%	28.2%	31.2%

質問項目	学年	国	県	美咲町
問20 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか【月に1～3回程度以上】	小6	40.5%	39.7%	44.1%
	中3	20.4%	25.3%	28.8%

質問項目	学年	国	県	美咲町
問21 読書は好きですか  【当てはまるのみ】	小6	44.3%	47.0%	37.8%
	中3	38.9%	39.7%	40.0%

中3は、全て国と県を上回る高い数値を示しています。

しかし、小6については問20の「図書館・図書室にどれくらい行きますか」では国・県を上回る数値を示していますが、問19「1日の読書時間」は国・県の数値よりも10ポイント以上、下回る結果となっており、読書の習慣が少ないことがわかりました。

また、問21「読書は好きか」についても、国・県の数値を下回っています。この結果から、小6について、あまり読書はしていませんが、図書館・図書室によく足を運んでいるので、そこで何らかのきっかけがあれば、読書活動の推進につながるのではないかと考えられます。

### 3 町立図書館

#### (1) おはなし会

町立図書館では、毎月1回、館内でおはなし会を開催しています。中央図書館（おはなしすくすく1・2・3、おはなしぐんぐんキッズ）では、司書による読み聞かせと工作、手遊びを行っており、旭図書館（おはなしPONちゃん）・柵原図書館（おはなしどんどろころころ会）では、読み聞かせグループによる読み聞かせと工作等を行っています。

また、子育て支援センターや児童館、保育園、小学校でも、司書による読み聞かせを行っています。

## (2) イベントの開催

町立図書館3館それぞれの良さを知ってもらうため、毎年、3館を巡るスタンプラリーイベントを開催しており、参加者全員が、集めたスタンプの数に応じた景品をもらうことができます。楽しみにしている参加者も多く、毎年開催することで図書館利用の促進を図っています。

また、読書週間中のイベント、3館がそれぞれ期間を設けて「図書館まつり」を開催しており、「本のリサイクル市」や「本のふくぶくろ」など、図書館へ行くことが楽しくなるような工夫をし、来館者の増加につながるイベントを開催しています。

## (3) 小中学校との連携

町内には小学校5校、中学校3校ありますが、学校司書は配属されていないのが現状です。町立図書館の司書がそれぞれの学校へ訪問し、読み聞かせや団体貸出、学校図書室の本の整理等を行っています。

また、教員から依頼のあった授業内容に応じた資料提供を行ったり、学校図書室を訪れて児童・生徒のレファレンスを行ったりしています。月に2回程度の訪問ですが、読書環境の整備に努めています。

## (4) みさきっず

図書館のホームページで読みたい本を予約すると、予約本が保育園や小・中学校に届き、図書館に行かなくても図書館の本が利用できるサービスです。町内の園・学校に在籍している子どもだけでなく、その保護者も利用することができ、返却も学校経由で行えるため、とても便利です。

## (5) AI搭載視覚支援デバイス

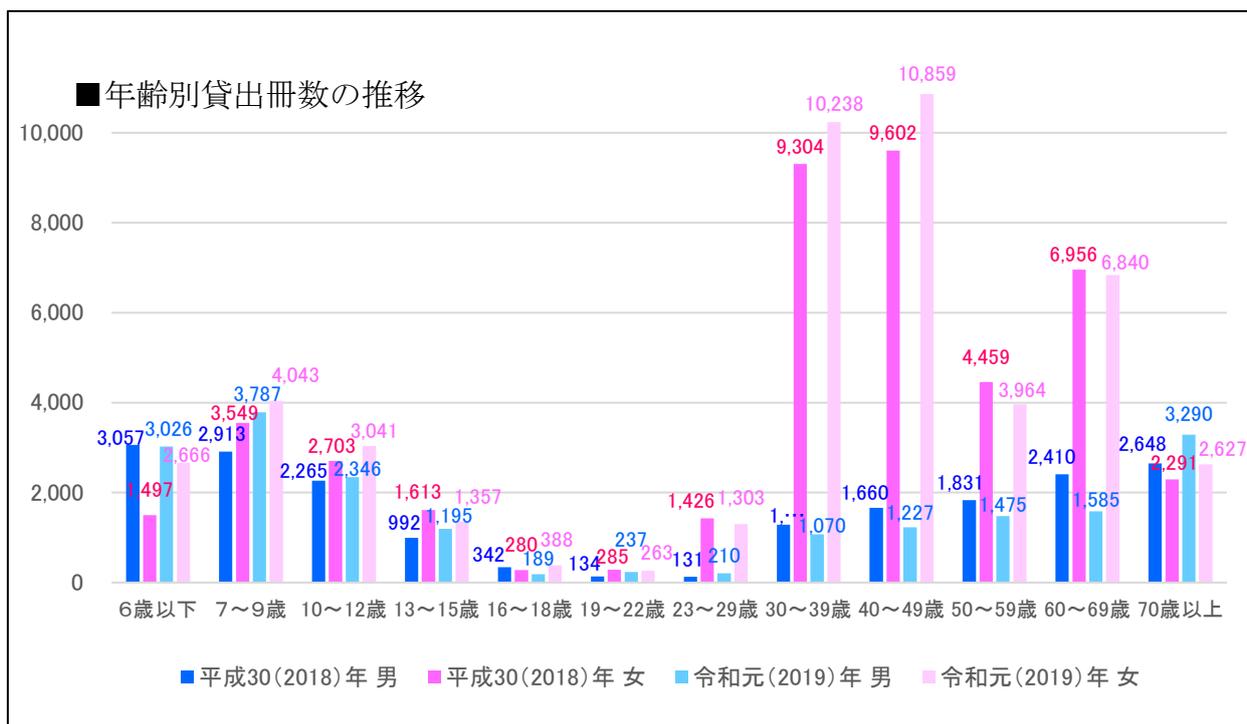
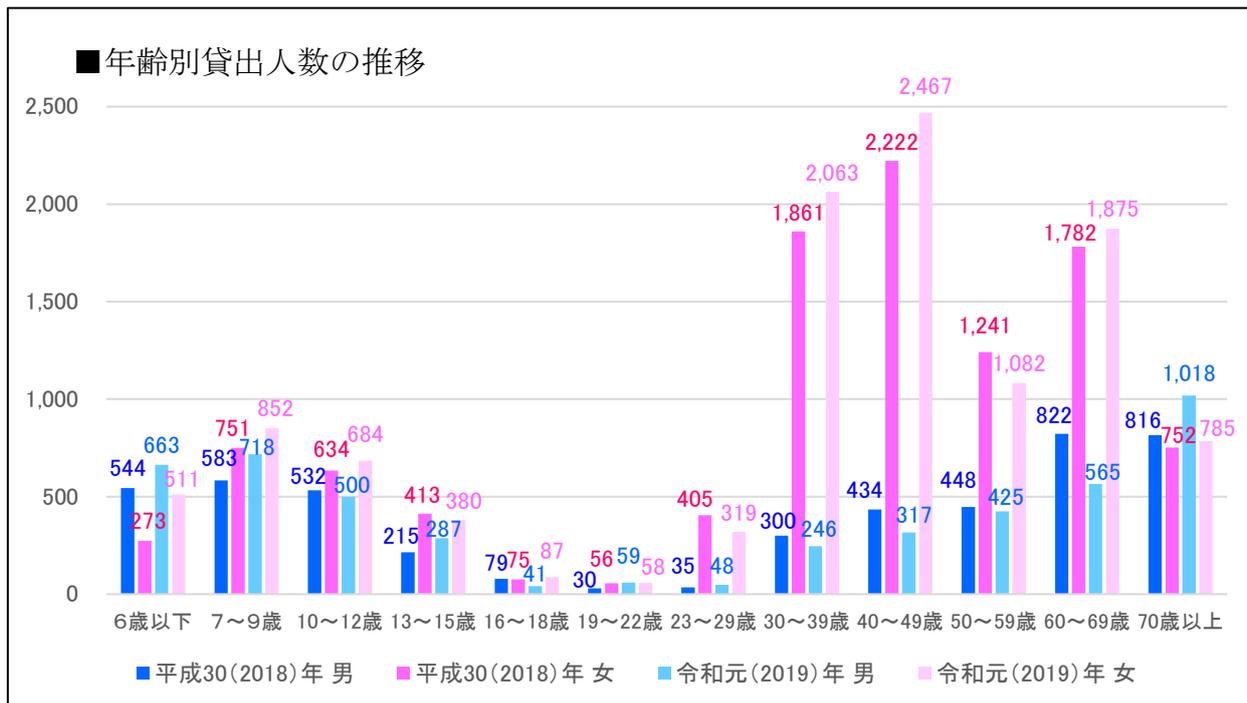
目が見えない、見えにくい方を対象にした機器を各図書館に2台設置しています。

小型カメラがとらえた文字を、メガネフレームに取り付けたスピーカーから音声で聞くことができる機器です。

このように、視覚にハンデのある利用者のサポートも行っています。



○町立図書館の利用状況



このグラフを見てわかるように、乳幼児期から小学校中学年頃までは、保護者と一緒に図書館に足を運び、本を借りていることがわかります。しかし、小学校高学年から18歳までの子どもは、習い事や部活動、インターネットやスマートフォン、SNSやゲームなど、読書以外にも関心が広がることが考えられ、図書館の利用が減少していることがわかります。

---

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

---

### 1 乳幼児期(6歳頃まで)

#### ■ 親子で楽しむ読書活動の習慣化

乳幼児期は、さまざまな言葉を覚えていくとともに、人間形成の基盤となる豊かな心、物事へかかわる意欲、健全な生活を営むための習慣が養われる大切な時期です。

絵本を通して想像する楽しさを味わうことで、想像力や感情が豊かになります。そして、読み聞かせには、親子のコミュニケーション不足を解消し、肌のぬくもりや愛情を感じることで子ども自身の自己肯定感を養う効果があります。

#### (1) 具体的な取組み

##### ① ブックスタート事業

絵本を手渡す際、読み聞かせによる親子のコミュニケーションの重要性や、成長に応じた絵本の選び方など、3地域で統一した説明を行います。

また、検診の待ち時間を利用し、読み聞かせを行うなどの取組を推進します。

##### ② 読み聞かせ

現在、町内にある3つの読み聞かせグループの活動が継続できるよう、発展的な取組を行います。

また、読み聞かせ会の新規参加者を増加させるため、イベントのPR活動を推進します。

#### ■ 本との出会いや読書の楽しさにふれる機会の充実

家庭や保育園など各所での絵本との出会いが、乳幼児期の子どもにとって生涯の読書の基礎となります。想像して楽しむ経験をすることで言葉の力が育まれ、読書の基礎へとつながっていくことから、保育園の取組を支援するとともに、各所との連携を深めた読書活動推進に取り組みます。

## (1) 具体的な取組

### ① 保育園

各園の絵本を、年齢や興味、季節に応じた本を書架に並べるなど、子どもたちが手に取りたくなるような工夫を行い、絵本に親しめるよう、環境づくりを行います。

また、参観日などの機会に、読み聞かせや絵本の紹介、読み聞かせのアドバイス等を保護者に行うことにより、絵本の魅力を伝え、家庭での読み聞かせへの意欲向上につながるような取組を行います。

## 2 学校等 (6歳から18歳まで)

### ■ 読書習慣の確立と読書指導の充実

児童・生徒は、さまざまな本を読むことで学習内容を深め、言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高めていきます。学校での読書活動は生涯にわたる読書習慣の形成に大きな影響を与えます。

また、目的に応じた本を自ら選び、必要な情報を収集、活用をし、生活に役立つ力を身につけることで社会性や考える力を養うことができます。

## (1) 具体的な取組

### ① 読書習慣の定着

各学校の実情に応じて、「あさどく」や「読み聞かせ」を継続的に実施し、1日の中で本に触れる機会を確保しています。

また、学校における児童・生徒の読書や学校図書室の利用を促進することで、読書習慣を定着させ、不読率の改善を図ります。

学校図書室が子どもにとって充実した読書活動の場となるよう、環境整備に努めます。

### ② 町立図書館、ボランティア団体との連携

町立図書館の司書や読み聞かせボランティアによる読み聞かせ、学校図書館の資料の整理やレファレンスなどを行い、児童・生徒が目的に応じた本を自分で選ぶ力、本の活用方法などを身につけることができるよう取組を行います。

## ■ 学校の読書環境の整備・充実

子どもたちが授業で学んだことを確かめ、広げ、深めること、また、自由に好きな本を選び、活用することができるよう、魅力的で利用しやすい学校図書の実態整備に努めます。

### (1) 具体的な取組み

#### ① デジタル図書

GIGAスクール構想による教育環境の実態整備に合わせ、デジタル図書の環境整備を進めることを検討していきます。

## 3 町立図書館

## ■ 図書館における読書環境の実態整備・充実

図書館は、子ども読書活動推進の中心的役割を担うことが期待されており、時代の変遷とともに子どもたちの興味や関心も多様化していることから、各年代のニーズに対応した図書の選定・収集を進めていきます。

さらに、子どもの居場所としての図書館が求められていることから、心地よい空間となるよう、環境整備に努めます。

### (1) 具体的な取組み

#### ① 乳幼児サービス

絵本の読み聞かせは、乳幼児期の子どものコミュニケーションを発達させ、言葉を身につけさせるとともに、豊かな心を育て、読書への意欲を高めます。乳幼児期の子どもが楽しい本と出合うためには、保護者をはじめとする周囲の大人の協力が不可欠です。保護者の図書館利用と読み聞かせへの理解を深める取組を行います。

#### ② 児童サービス

子どもたちが感受性を育み、また、社会を生きる力を身につけるためには、多様で豊かな読書体験が重要です。児童向けの図書館サービスを充実させ、不読率の改善を図ります。図書館が子どもたちにとって身近な居場所となるよう、発達段階に応じた読書活動を支援します。

### ③ ヤングアダルトサービス

子どもの読書から大人の読書へ、手に取る資料の質・内容が大きく変化する時期（13歳から18歳の中高生世代）に読書習慣が途切れ、読書離れが進まないよう、図書館が「本と人をつなぐ」役割を積極的に果たしていく必要があります。

また、若者が興味を引く本や、学習・資格取得などの本の充実、訪れてみたくなる空間を整備し、中高生の成長に寄り添った読書活動の支援を行います。

## ■ 読書活動推進事業の充実

図書館は、住民の読書活動、とりわけ子どもの読書活動を支える中心的な存在であり、子どもたちが楽しみながら、生きる力を身につけるうえで欠かすことのできない施設となっています。

子どもたちが、図書館で自由に本を選び、心に残る本と出合うことができるよう、関係機関との共通理解の下、積極的な図書情報の発信や、ボランティア団体との連携による読み聞かせ会の開催など、多様な読書活動を推進します。

また、電子書籍を含む資料の利用についても検討していきます。

### （1）具体的な取組み

#### ① 保育園、小中学校やボランティア団体との協力の強化

団体貸出やテーマ別の資料提供、学校図書室と連携し、授業内容に対応した資料提供を行うとともに、図書館見学や職場体験の受け入れ等、児童・生徒の活動の場の提供に取り組みます。

また、町内の読み聞かせボランティアによる読み聞かせやその他のボランティア団体の育成や活動の場、子どもたちとの交流の場の提供に努めます。

#### ② サービスのPR

「みさきっず」や、インターネット・FAX・電話での予約サービス、また、岡山連携中枢都市圏利用サービス（他市町村の公立図書館との連携）など、図書館利用者にとって、利便性の高いサービスを導入しています。広報誌やみさきテレビ等を利用したPRを行い、サービス利用の促進に努めます。

### ③ 読書ノートへの導入

読書ノートを作成し、図書館を利用する子どもたちに配布します。ノートに読書の記録を残すことで、本への理解を深め、読書活動を振り返ることができます。

また、ノートがいっぱいになると表彰状を贈る取組を行い、子どもたちの読書意欲の促進に努めます。

### ④ デジタル図書への導入

データベースや電子書籍等の電子図書の導入を進めることにより、誰もが自発的に学びの機会を得ることができるよう、24 時間どこからでも図書館サービスを利用できる電子図書館の仕組みづくりにも取り組み、非来館者に対するサービスも充実させます。

---

## 第4章 計画の推進体制

---

現在、保育園、小・中学校、図書館をはじめとする子どもたちに関わる機関や団体が協力し、読み聞かせや読書に親しむための活動を行っています。その連携をより充実させて本計画を推進してまいります。

また、「美咲町子ども読書活動推進計画」を町のホームページへ掲載し、読書活動の啓発・広報を行い、本計画を実行性のあるものにするため、進捗状況を確認して必要な修正を加えながら継続的に展開していきます。

## 参考資料

### ■ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画 及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■美咲町図書館協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	飯田 純子	学識経験者
副会長	寒竹 美穂	学識経験者
副会長	中嶋 雅子	校長会会長
委 員	左居 喜次	民生教育常任委員長
委 員	右手 一裕	校長会副会長
委 員	柴原 由佳	園長会会長
委 員	中村 彰男	町PTA連合会会長
委 員	大原 順子	学識経験者

## 美咲町子ども読書活動推進計画

令和3年3月 策定

美咲町教育委員会 生涯学習課

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 1735 番地

TEL 0868-66-3086

FAX 0868-66-3730

URL <https://www.town.misaki.okayama.jp>

E-mail [syougai@town.okayama-misaki.lg.jp](mailto:syougai@town.okayama-misaki.lg.jp)